

八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する住民団体等(以下「団体」という。)が、一般家庭の日常生活にともなって排出される資源物を、市内に居住する住民から回収することにより、行政回収(市が実施する回収)と相互に補完し合いながら、ごみの減量及び資源物の有効活用を図ることを目的とし、団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、次に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 資源集団回収事業実施団体として登録をすること。
- (2) 回収は、年3回以上実施すること。
- (3) 家庭から排出される資源物を自主的に回収すること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 暴力団の活動を助長しないこと。

(団体の登録)

第3条 前条に規定する団体で、補助金の交付を受けようとするものは、資源集団回収事業実施団体登録申請書(第1号様式)により各年度、登録を申請しなければならない。

2 前項の規定により登録をした団体で、資源物の回収・運搬作業を資源回収業者に依頼する団体は、八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱第2条に規定する業者から、その選定を行わなければならない。

3 市長は、団体から第1項の申請を受けたとき、第2条各号を満たすか審査のうえ、登録団体として登録するものとする。登録完了後、資源集団回収実施団体登録通知書(第2号様式)により登録団体へ通知する。

(登録の変更等届出)

第4条 登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに資源集団回収事業変更・登録解除届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 登録した内容のうち、代表者、郵便物送付先及び問合せ先を変更したとき。
- (2) 資源集団回収事業を中止したとき。

(交付の額等)

第5条 補助金の対象となる資源物の品目及び補助金の単価は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業を実施した日の属する会計年度内に下記の書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 資源回収業者が発行する八王子市専用資源集団回収仕切り伝票(第4号様式)
- (2) 回収量を計量器で計測した計量票の原本、または、市が指定した計量確認書(第5号様式)。ただし、実施日ごとに必ず計量器で計量をしたものでなければならない。(市が指定した計量確認書は1日に100kg未満の回収品目についての場合のみ使用が可能。)
- (3) 資源集団回収事業補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書(第6号様式)

(4) 資源集団回収事業活動報告書(第7号様式)又は報告書の内容を満たす資料。ただし中間払い申請時を除く。

2 年度当初より9月末日までに3回以上の回収の実施を条件に、中間払いを申請することができる。中間払いは同年10月に補助金交付申請をするものとする。その際、交付申請書には中間払いと表示して申請する。

(調査等)

第7条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた団体に対し報告を求め、もしくは文書を提出させ、または実地に調査を行うことができる。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、資源集団回収事業補助金交付決定通知書(第8号様式)により団体に通知する。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付決定の通知を受けた団体は、市長が指定する書類により、補助金を請求するものとする。

(交付決定等の取消し)

第10条 市長は、被交付決定が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定等の全部または一部を取消することができる

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(終期)

第12条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うため、終期を令和10年3月31日と設定する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

資源集団回収事業補助金交付対象品目及び単価

品目		単価
紙類	新聞	7 円 / kg
	雑誌・雑紙	7 円 / kg
	ダンボール	7 円 / kg
	紙パック	1 0 円 / kg
古着・古布		7 円 / kg
金属類	スチール缶	1 0 円 / kg
	アルミ缶	1 5 円 / kg
	金属くず	1 0 円 / kg

第 6 号様式による補助金交付申請時に、各品目の合計数量に小数点以下が生じた場合は、切り捨てとする。